3　租税条約の規定に適合しない課税を受けたことにつき第一項の申立てをした者は、当該申立てに係る当該租税条約に規定する協議の対象となる事項のうち財務大臣と当該租税条約の相手国等の権限ある当局との間で当該租税条約に規定する期間を経過しても当該租税条約に基づく合意に至らないものがある場合において、当該合意に至らないものにつき当該租税条約の規定による仲裁の要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した要請書を国税庁長官に提出しなければならない。

一　要請書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地

二　第一項の申立書の提出年月日

三　当該仲裁の要請の対象とする事項及び年、事業年度又は年度

四　当該仲裁の要請の対象とする事項につき、我が国における審査請求又は訴えについての裁決又は判決（以下この号において「裁決等」という。）がない旨及び当該租税条約の相手国等における裁決等に相当するものがない旨

五　その他参考となるべき事項

第十三条中「その者の所得税の納税地の所轄税務署長を経由して、」を削る。

附　則

1　この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第二条第四項第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

2　改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「新規則」という。）第十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第十三条の規定は、新規則第十二条第一項に規定する居住者若しくは内国法人若しくは同条第四項に規定する非居住者又は新規則第十三条に規定する居住者がこの省令の施行の日以後にこれらの規定による申立書を提出する場合について適用し、改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「旧規則」という。）第十二条第一項に規定する居住者若しくは内国法人若しくは同条第三項に規定する非居住者又は旧規則第十三条に規定する居住者が同日前にこれらの規定による申立書を提出した場合については、なお従前の例による。

○財務省令第二十九号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）及び所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十五号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十四条」に、「第三十五条の二」を「第三十五条」に改める。

第一条第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第一条の二第一項中「第二百二十四条の五」を「第二百二十四条の六」に改める。

第二十三条（見出しを含む。）中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第三十一条第三号中「使用可能期間」を「令第百三十条第一項に規定する未経過使用可能期間」に改める。

第三十二条第一項第二号中「に規定する法定耐用年数とみなされた」を「の承認に係る」に改め、同条第二項第二号中「償却費の額の計算の基礎となる」を「令第百三十条第一項の承認に係る」に改め、同項第三号中「償却費の額の計算の基礎となる」を削る。

第三十四条第一項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第二項第一号中「属する個個」を「属する個々」に改め、同号イ中「個個」を「個々」に、「こえて」を「超えて」に改め、同号ロ中「のうちに当該個個」を「（減価償却資産の償却費の計算の基礎となる取得価額をいい、令第百三十条第九項（耐用年数の短縮）の規定の適用がある場合には同項の規定の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却費の計算の基礎となる取得価額となる金額とする。以下この号において同じ。）のうちに当該個々」に改め、同項第二号中「個個」を「個々」に改め、同条第三項第五号及び第八号中「こえて」を「超えて」に改める。

第三十五条を削る。

第二編第一章第三節第三款中第三十五条の二を第三十五条の三とし、第三十五条の二を第三十五条とする。

第三十八条の三中「掲げる年金」の下に「（有期の年金で契約対象者が保証期間内に死亡した場合にはその死亡した日からその保証期間の終了の日までの期間に相当する部分の金額の支払が行われるものに限る。）」を加え、「その支払を受ける者についてのその年金の支払開始の日における令別表に定める余命年数を超える場合には、その余命年数」を「その保証期間に係る年数とその契約対象者に係る当該年金の支払開始の日における令別表に定める余命年数とのうちいずれか長い年数を超える場合には、そのいずれか長い年数」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　契約対象者　年金の支払の基礎となる損害保険契約等においてその者の生存が支払の条件とされている者をいう。

二　保証期間　有期の年金の支払開始の日以後一定期間をいう。

第四十七条第六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第八十一条の二十第二項中「第八十一条の六第一項第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第八十一条の三十六の次に次の四条を加える。

（金地金等の譲渡の対価の受領者が国内に住所を有しない場合の告知すべき居所地等）

第八十一条の三十七　第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）の規定は、法第二百二十四条の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する財務省令で定める場所について準用する。

（金地金等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲）

第八十一条の三十八　第八十一条の六第一項及び第二項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲）の規定は、令第三百五十条の九第二項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）において準用する令第三百三十七条第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する財務省令で定める書類について準用する。

2　国内に住所を有する個人が令第三百五十条の八（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知をする日の前日において住民票に記載されていない者である場合には、その者の外国人登録証明書及び外国人登録原票の写し、第八十一条の六第一項第二号ロに規定する外国人登録原票の記載事項証明書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これらに類するもの（その者の氏名及び住所の記載があるもので当該告知をする日前六月以内に作成されたものに限る。）は、前項において準用する同条第一項第一号に規定する書類とみなす。

（金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）

第八十一条の三十九　令第三百五十条の八第一項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する金地金等の譲渡の対価（同項に規定する対価をいう。）の同項に規定する支払者（以下この条及び次条において「金地金等の譲渡の対価の支払者」という。）は、令第三百五十条の九第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する申請書を受理した場合には、同項の規定により、帳簿を作成し、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しておかなければならない。

一　当該申請書を提出した者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条の三十七（金地金等の譲渡の対価の受領者が国内に住所を有しない場合の告知すべき居所地等）において準用する第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所とする。次項において同じ。）

二　当該申請書の提出があつた年月日及び当該申請書に添付された令第三百五十条の九第二項において準用する令第三百三十七条第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類の写しの当該書類の名称

三　その他参考となるべき事項